

第 35 号議案

令和 5 年度大田区一般会計補正予算（第 2 次）

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

令和 5 年度大田区一般会計補正予算（第 2 次）

令和 5 年度大田区一般会計の補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 125,445 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 321,108,556 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		2,305,157	△69,000	2,236,157
	1 負担金	2,305,157	△69,000	2,236,157
13 使用料及び手数料		8,367,737	△25,000	8,342,737
	1 使用料	7,183,625	△25,000	7,158,625
15 都支出金		28,565,896	163,232	28,729,128
	2 都補助金	14,516,294	163,232	14,679,526
18 繰入金		18,821,320	56,213	18,877,533
	1 基金繰入金	18,457,249	56,213	18,513,462
歳入合計		320,983,111	125,445	321,108,556

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		46,212,236	12,263	46,224,499
	1 総務管理費	25,959,854	12,263	25,972,117
3 福祉費		167,354,068	64,640	167,418,708
	4 児童福祉費	70,257,936	64,640	70,322,576
9 教育費		42,658,840	48,542	42,707,382
	2 小学校費	21,561,784	48,542	21,610,326
歳 出	合 計	320,983,111	125,445	321,108,556

第 36 号議案

大田区立男女平等推進センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立男女平等推進センター条例の一部を改正する条例

大田区立男女平等推進センター条例（平成 11 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「大森北四丁目 16 番 4 号」を「大森北四丁目 6 番 7 号」に改める。

第 3 条第 2 号を次のように改める。

（2） 多目的ルーム

第 3 条中第 3 号から第 6 号までを削り、第 7 号を第 3 号とし、第 8 号から第 10 号までを 4 号ずつ繰り上げる。

第 4 条第 2 項第 3 号中「前 2 号」を「前各号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 2 号を第 4 号とし、第 1 号を第 3 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

（1） 営利を目的とする行為があると認めるとき。

（2） 使用目的に虚偽があると認めるとき。

第 4 条に次の 1 項を加える。

4 区長は、施設等の使用承認について、管理上必要な条件を付することができる。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（施設等の変更制限）

第 7 条の 2 使用者は、施設等の使用に際して、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

第 9 条の見出しを「（使用の変更及び取消し）」に改め、同条を同条第 2 項と

し、同条に第1項として次の1項を加える。

使用者は、承認された内容の変更又は取消しをしようとするときは、規則で定めるところにより、区長に変更又は取消しの申出をし、その承認を受けなければならない。

第9条の次に次の1条を加える。

(入館の制限)

第9条の2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、センターへの入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑をかける者
- (2) センター内において許可なく物品の販売その他の営業行為をする者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められる者

第10条中「前条」を「第9条」に改める。

第12条中「行わせる」の次に「ことができる」を加える。

第13条第3項に後段として次のように加える。

指定を取り消し、又はセンターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

使用区分 施設名	午前	午後	夜間
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時
第1学習室A	1,100円	1,500円	1,500円
第1学習室B	1,100円	1,500円	1,500円
第1学習室C	1,300円	1,800円	1,800円
第1学習室D	1,200円	1,600円	1,600円
第1学習室E	1,400円	1,900円	1,900円
第2学習室	2,600円	3,500円	3,500円
多目的ルーム	7,800円	10,400円	10,400円

備考

- (1) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- (2) 2使用区分以上の使用の場合に限り、中間の時間（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時まで）を使用することができる。この場合においては、それぞれ中間の時間に係る料金は徴収しない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

(提案理由)

大田区立男女平等推進センターの移転に伴い、位置、施設及び使用料を改めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 37 号議案

大田区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区特別区税条例の一部を改正する条例

大田区特別区税条例（昭和 39 年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条の 2 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは区民税に充当し」を「、区民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 24 条の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条

の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第27条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該区民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第29条中「及び」を「、」に改め、「都民税額」の次に「及び森林環境税額」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第32条第1項中「納税義務者が」の次に「当該年度の初日の属する年の」を加え、「当該年度の初日に」を「同日に」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第5項中「によつて」を「により」に改め、「全額」の次に「に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項中」を「これらの規定中」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと思はれる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、区長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は

一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

第34条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第35条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第35条の2第1項中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第35条の5において同じ。）」を加え、「によつて徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第35条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第39条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第51条の3第1項及び第5項並びに第52条第1項中「第34号の2の5様式」

の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

付則第4条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

付則第5条の3を次のように改める。

第5条の3 削除

付則第5条の4第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

付則第5条の8第3項を削る。

付則第6条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句

は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

付則第7条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

付則第11条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

付則第20条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第39条第1号エの改正規定及び付則第3条第1項の規定(この条例による改正後の大田区特別区税条例(以下「新条例」という。)付則第7条第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日

(2) 第20条の2第2項並びに第27条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第29条、第32条、第35条、第35条の2及び第35条の6の改正規定並びに付則第5条の4第4項の改正規定及び付則第7条第3項の改正規定並びに次条第1項並びに付則第3条第1項(新条例付則第7条第3項に係る部分に限る。)及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第24条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(区民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の大田区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の区民税について適用し、令

和5年度分までの区民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第24条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき大田区特別区税条例第24条の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第39条第1号エ及び付則第7条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の大田区特別区税条例付則第5条の4及び第5条の8第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 新条例付則第5条の4第4項の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 4 新条例付則第6条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の改正に伴い、森林環境税を創設するとともに、軽自動車税に関して、特定小型原動機付自転車に係る税率を定めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 38 号議案

大田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区手数料条例の一部を改正する条例

大田区手数料条例（昭和 32 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 83 の項の次に次のように加える。

83 の 2	建築基準法第 52 条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	28,000 円	認定申請のとき
--------------	---	-------------------	----------	---------

別表第 1 の 87 の項の次に次のように加える。

87 の 2	建築基準法第 55 条第 3 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000 円	許可申請のとき
--------------	---	------------------	-----------	---------

別表第 1 の 88 の項中「第 55 条第 3 項各号」を「第 55 条第 4 項各号」に改め、

同表 90 の項の次に次のように加える。

90 の 2	建築基準法第 58 条第 2 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000 円	許可申請のとき
--------------	---	--------------------------	-----------	---------

別表第 1 の 102 の項及び 103 の 2 の項中「建築される」を「おいて建築等をする」に改め、同表 104 の項中「基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築」を「基づく建築物の新築又は増築等」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の

建築認定申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料」に改め、「（一敷地内認定建築物を除く。（2）において同じ。）」を削り、同表 104 の 2 の項中「基づく一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「基づく建築物の新築又は増築等」に、「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料」に改め、「（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。（2）において同じ。）」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の改正に伴い、必要な手数料を定めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 39 号議案

大田区コミュニティセンター羽田旭条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区コミュニティセンター羽田旭条例の一部を改正する条例

大田区コミュニティセンター羽田旭条例（平成 16 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

別表 1 体育室、集会室及びふれあいルームの部中「1 体育室、集会室及びふれあいルーム」を削り、同表 2 運動場の部を削る。

付 則

この条例は、令和 5 年 12 月 29 日から施行する。

（提案理由）

旧羽田旭小学校敷地活用事業に基づく大田区コミュニティセンター羽田旭の整備に当たり、運動場の利用を停止するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 40 号議案

大田区民住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区民住宅条例の一部を改正する条例

大田区民住宅条例（平成 8 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「建設型区民住宅及び借上型区民住宅」を「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第 52 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項の規定により区が建設した住宅及び買取特定公共賃貸住宅等制度要綱（平成 7 年建設省住備発第 14 号）の定めるところにより区が購入した住宅」に改め、同条第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 5 号を同条第 3 号とし、同条第 6 号を同条第 4 号とし、同条第 7 号を同条第 5 号とする。

第 12 条を次のように改める。

第12条 削除

第 33 条の 4 ただし書を削る。

別表 1 建設型区民住宅の部中「1 建設型区民住宅」を削り、同表 2 借上型区民住宅の部を削る。

付 則

この条例は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

（提案理由）

借上型区民住宅のプラムハイツ・コパンを廃止するほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。